

旧杉並区立南伊豆健康学園跡地における 再生可能エネルギー発電事業の調査・検討結果について

旧杉並区立南伊豆健康学園跡地は、杉並区実行計画に定める「遊休区有地等を活用した再生可能エネルギー発電事業」実施場所としての活用可否を探るため、これまで調査・研究を行ってきました。

このたび、調査を委託した電力事業者からの結果報告等を踏まえ検討した結果、当該跡地において再生可能エネルギー発電事業は実施しないこととし、今後は売却に向けて取組を進めることとしましたので、報告します。

1 再生可能エネルギー発電事業の調査、検討結果

(1) 検討経緯

○ゼロカーボンの取組を推進する一環として、当該跡地に太陽光発電設備を設置し、区自ら再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を創出する可能性を探るため、電力事業者からのヒアリングを行った。その中で、区が契約している再エネ電気料金単価と同程度の経費で 20 年間、再エネを確保できる可能性が示されたことから、現地での本格調査を実施することとした。

○調査は、自己託送による区本庁舎での電気利用を前提として、公募型プロポーザル方式により選定した事業者に委託して実施した。

【委託事業者】日本ファシリティ・ソリューション株式会社・東京電力エナジー パートナー株式会社共同事業体

【調査地概要】

- ・所在地：静岡県賀茂郡南伊豆町湊字新田谷戸 779 番 3 外
- ・面積：設置検討面積 約 8,000 m²（敷地全体の面積 約 13,570 m²）

(2) 調査・検討結果

○当該跡地の地盤強度が想定よりも弱いことが判明し、太陽光発電設備の設置経費が割高となった。

○自己託送は発電した電力を全て自家消費することが原則であるが、区本庁舎のみでは土日祝日の電力需要が少なく、全量自家消費するためには出力を 40% 程度に抑制する必要が生じる。その際の経費は、1 kWh当たりの単価で約 58 円から 62 円のコスト増（約 3.2 倍から 3.8 倍）となった。出力 100% を維持するためには、指定管理者の協力を得ながらスポーツ施設等へ分配する必要があるが、切り替えが完了するまでの間はコスト増となる。

○全量消費を前提としても、区が創出する再エネの経費は、区本庁舎で現在契約している電気料金と比較して、単価にして約 15 円のコスト増（約 1.8 倍）、再エネ電気料金と比較しても、約 9 円から 13 円のコスト増（約 1.3 倍から 1.6 倍）となった。

○20 年経過後の撤去（または更新）経費が別途必要となる。

(3) 結論

区が自ら再エネを創出し、利用していくことはゼロカーボンシティの実現を目指す上で意義の有る取組であるが、一方では区本庁舎で現在契約している再エネ電気料金と比較してコスト増となり、さらに 20 年間固定されることなどの事項を総合的に勘案し、本事業は実施しないこととする。

2 今後の取組等

- 区本庁舎が調達する電力については、上記調査結果を受け、契約更新の令和 6 年 11 月に全量を再エネに切り替え、区のゼロカーボンへの取組を推進する。
他の区立施設については、各施設で個別に電気供給契約を締結していることから、状況を把握したうえで、今後の切り替えを検討する。
- 当該跡地については、区として有効活用する目途がなく、今後、売却に向けて取り組むこととする。